

関釜裁判ニュース

2008年7月13日

第54号

釜山「従軍慰安婦」
女子勤労挺身隊
公式謝罪等請求事件

戦後責任を問う
関釜裁判を支援する会

関釜裁判は一九九一年十一月韓国釜山市などの日本軍、「慰安婦」被害者と女子勤労挺身隊の十人を原告として、山口地裁下関支部に日本国との公式謝罪と賠償を求めて提訴した。一九八九年「慰安婦」原告に一部勝訴判決が出たが、広島高裁で敗訴。二〇〇三年最高裁で棄却決定。現在、戦後補償立法運動と富山での勤労挺身隊訴訟を支援。

不二越訴訟の控訴審の始まりと、

「慰安婦」問題の立法解決に向けて

(るでしょく)

● 控訴審での重点的主張は

昨年十月、富山地裁判決の報告を中心にして、二ニュースをお届けして以来九ヶ月が過ぎました。第二次不二越訴訟は名古屋高等裁判所金沢支部に移り、第一回口頭弁論が五月二八日に開かれました。「不二越訴訟を支援する北陸連絡会」に結集する富山、金沢、福井の裁判支援者たち約六十名が傍聴に集まりました。

① 強制労働が例外的に認められる場合は一八歳以上の健康な男子に限定されるとした強制労働条約に違反する、一二〇一五歳の少女たちになされた強制連行・強制労働の残酷さと「慰安婦」と混同された韓国社会で戦後生きてきた苦悩と家族の崩壊の事実に企業と国が共同正犯であること。

（北陸の支援者たちの懸命な裁判支援活動に感謝しながら、今後私たちは「慰安婦問題の立法解決に重点的に取り組み、関釜裁判の元原告柳下、朴ら、朴しつさんと、光州遺族会の李金珠会長から支援を依頼された金丁、羅H、成らさんが出廷するときには福岡や広島から金沢に駆けつけることになる権利を失った」とする国側の主張を受けて「日韓請求権協定により被害者が裁判を受

らさまの変節とそれを追認した富山地裁判決の不当性の二点です。

前回ニュースでお伝えしたように一審判決は、昨年四月二七日の最高裁判所の西松建設中国人強制連行訴訟での「一九七二年の日中共同声明は個人の損害賠償等の請求権をふくめ、戦争の遂行中に生じた全ての請求権を放棄する旨を定めたものと解され、裁判上請求する権能を失つた」とする原告敗訴判決を踏襲するものでした。

最高裁判決は戦後補償裁判の最終的な幕引きを図るきわめて政治的な判決でした。

日中共同声明には日韓協定とは異なり、国民の請求権の「放棄」や「完全解決」などの文言がなく、最も請求権放棄論が成り立つにくい中国人に対してこうした判決がなされた以上、日韓請求権協定がある韓国人被害者の請求が認められることはまずありえない」とでした。今後の裁判で原告勝訴はきわめて困難で、事実に関する審理を行わせることから困難になる恐れがあります。

弁護団と北陸の支援者たちはこのようない

深刻な事態をはね返すべく、被害事実の深刻さと請求権放棄論を覆すことに全力を注いだ詳細な控訴理由書を提出し、次回九月八日の口頭弁論では原告本人尋問と学者証人を申請する予定です。

採用されると、李金珠さんのところに申告された成川（ソン・ジ）さんが本人尋問に立つべく準備に入っています。

裁判で最大限の努力をしながらも、関釜裁判の原告であった梁錦德（ヤン・クンドク）さんが原告に加わった名古屋三菱女子勤労挺身隊訴訟の支援者たちの企業や国連機関への懸命な働きかけのような活動が今後ますます必要となってくるでしょう。

●一方、韓国政府が強制連行被害者への救済のための「太平洋戦争前後の国外強制動員犠牲者の支援に関する法律」が昨年十一月に成立し、今年六月より施行されることになりました。女子勤労挺身隊被害者たちは救済は、未払い賃金等が一円に対し二千ウォンの率で支給されるなど、医療支援が年八〇万ウォン（約八万円）まで支給されることになった点です。未払い賃金では不二越が法務局にした供託金名簿によると

柳丁さんは一一六円で一二三万二千ウォン（約二万三千円）朴ら〇さんは三〇七円で六一万四千ウォ

ン（約六万一千円）、朴〇〇さんは一七〇円で三四万ウォン（約三万四千円）と、約一年間働いた報酬としてはまことに少ないものですが。一九四五年に入つて不二越に連れて行かれた他の原告たちは供託金すらありません。

不二越時代の後遺症と、老いに伴う病気に苦しんでいる原告たちには年間八〇万ウォンの医療支援が少しは慰めになるでしょう。

もともと韓国政府は未払い賃金や死者や負傷者への補償金に相当する「財産・権利・利益」は日韓請求権協定で解決済みであることを認めて被害者支援に取り組んだものの（それも当時と現在の物価上昇率の換算があまりにも低すぎる）、強制連行による精神的・社会的苦悩の救済を求める個人の請求権は放棄していないとして、日本政府の「慰安婦」被害者等への賠償を促してきました。まさにこのところが日本政府によって救済されなければならぬ被害なのです。

「慰安婦」問題の立法解決に向けて

元「慰安婦」原告の朴頭理（パク・トウリ）さんが亡くなられてから、二年余が経ちました。三人の「慰安婦」原告で唯一の生存者である李順徳（イ・スンドク）さんは、ソウル市内の地下鉄西大門近くにある「ウリチブ」に住んでいて、昨年五月にお会いしたときは

あまりにもの顔色の白さに、不安が胸をかすめたものです。毎週の水曜デモに参加している写真をインターネットで拝見し、元気そぞうな姿にホッとします。

今年の冬は多くの「慰安婦」被害者の訃報に接することになりました。生存されている方で国外に証言に行ける元気を留めている被害者はきわめて少数になりました。残された時間が本当に少なくなりました。

一年前の関釜裁判ニュースでお知らせしましたように、アメリカ下院での「慰安婦」問題の解決を日本政府に求める決議案はヨーロッパ・アジア各国に波及し、「慰安婦」問題の公式謝罪と賠償を求める国際社会の要請は高まってきています。歴史修正主義の安倍内閣の退場で「慰安婦」問題などをタブーとする凍りついた国内世論も緩み始めています。

何よりも「慰安婦」問題の立法解決を議員立法として議会に出し続けてきた野党三党の中心・民主党とそれに反対してきた与党・自民党的支持率が拮抗し、政権交代がリアルな問題として登場してきました。

国内外共に「慰安婦」問題の解決をめぐる千載一遇の機会が巡ってきました。そして最後のチャンスがめぐつきました。

一方、政権交代が現実味を帯びるに従い、これまで「慰安婦」問題の立法解決に無関心または冷笑をしてきた民主党内右派が法案の

提出に圧力をかけはじめ、今年の通常国会提出も危ぶまれる状態で、国会会期末の六月十日にやっと上程され、継続審議扱いにもならず廃案となりました。

「慰安婦」問題解決の必要性と切迫性の世論化、とりわけ国會議員、分けても民主党内議員や次期衆議院議員立候補者に知らせていくべき優先的な政策課題にしていくこと、そして政権交代を実現することが急務です。

福岡に、アメリカ下院決議に尽力した国會議員と在米コリアンのアナベル・パクさんを八月十一日にお呼びして、国際社会の声に耳を傾けたいとおもいます。そして、ここ数年国会内で「慰安婦」問題の解決を訴えてこられた神本恵美子議員から立法解決の課題を提起していただき、私たちの取組みの方向を明らかにしていきたいと思っています。

同封したチラシや、ニュースの集会案内をどうぞごらんの上、ぜひ集会にご参加くださいますようお願いします。

古くからの会員の方々とはすでに十五年以上のお付き合いとなりました。会員のみなさま健康に留意してくださいますよう、そして今後とも支えていただけますようにお願いいたします。

会計報告

2007年4月～2008年6月（単位：円）

収入		支出	
前期繰越	105,731		
会費・カンパ (97件)	431,000	原告医療費	363,500
		不二越訴訟支援金	100,000
		他団体カンパ	3,000
その他(パンフレット代)	8,000	広報費 ニュース印刷・発送代等	87,922
		事務費 郵送代・コピー代等	12,090
合計	544,731	合計	566,512
		差引残高	-21,781

担当：緒方 貴穂

＜新年度会費・カンパ納入のお願い＞

昨年度も皆様からあたたかいご支援を頂き、心より感謝申し上げます。
おかげさまで、医療支援や不二越訴訟支援を継続することができました。
しかしながら、上記の通り、会計が赤字に転じてしまいました。
『関釜裁判ニュース』の発送の遅れが大きな原因であると反省しています。
今後はさらに支出を切り詰め、より一層の節約に努める所存ですが、
ハルモニへの医療支援だけは続けていきたいと思っています。
誠に心苦しいのですが、新年度会費・カンパの納入を切にお願い致します。

（すべての方に振込用紙を同封しています。既に新年度会費を納めて頂いた方には、大変失礼と存じます。何卒ご容赦下さい。）

ハルモニたちから学んだこと

不二越訴訟を傍聴して

高野咲子（二十七歳）
(富山在住)

第二次不二越訴訟が始まつて五年…。何もできないかもしれないけれど、今大事なことはハルモニたちの話を聞き、現実を見ておくこと、そんな想いでずっと裁判を傍聴してきました。この五年間、私自身が変化していく中で、ハルモニたちの話やまた闘う姿からは毎回気付かされることがありました。

【五月二八日控訴審】

今まで富山地裁で開かれていた裁判は、隣りの石川県に移り、移動する車の中では、また新たな裁判が始まつたのだと実感。傍聴人の顔ぶれも初めて見る人が多く、石川や福井またそれ以外の支援のメンバーが沢山集まつていました。

いつも通りハルモニの意見陳述はたんたんとした口調の中にも熱い想いが込められていて、また数人の弁護士からは控訴理由書が三十分以上にわたって読み上げら

れ、この裁判に対する弁護団の熱意を感じられる内容でした。しかしそれとは裏腹に相変わらず国と不二越の弁護士たちは無表情で冷たい雰囲気。一列にずらつと並んだ“あの人達”の前で話をするということはまるで壁にものを言つているのではないかという気さえしてきます。

個人的なことですが、私は昨年ヴェトナム人留学生と結婚し、彼は四月から日本で働きはじめました。今のところ彼は“外国人”ということで、差別を受けたりはしていません。しかし、もし会社からもしくはそれ以外から不当な扱いを受けたら、私はハルモニたちのように立ち上がることができるのか…そんなことを考えながら今回の裁判を傍聴していました。たとえ相手が壁であろうと自分をさらけ出して訴え続けてきたハルモニたち。最近はその強さを改めて感じるのです。自分自身がこれから生きていく中で、ぶち当たる壁に私はハルモニたちのように向き合い、乗り越える強さをもちたいと思っています。そしてそうやって生きることが、今までハルモニたちが行動でもつて私たちに教えてくれたことを引き継いでいくことだと信じています――

今回の裁判から新たに弁護団に加わった、弁護士になつたばかりの男性が挨拶をしてくれました。以前、彼は勉強のために不二越訴訟を傍聴していたそうです。苦労と苦難の裁判だとわかりながらも弁護団に加わった彼の姿がとても印象的でした。私たち世代は戦争を全く知りませんが、現在まで持ち越されてしまった問題、また過去の問題を通して見える今の問題をこの裁判から、そしてハルモニたちが生きる姿から学んでいきたいのだと思うのです。

控訴審ははじまつたばかり。ハルモニたちの残された時間とエネルギーを考えると辛くなりますが、ハルモニたちと弁護団、そして支援のメンバーの熱意が届くことを祈っています。

次回裁判（控訴審第2回口頭弁論）

九月八日

名古屋高裁金沢支部

ナヌムの家では二月六日にチ・ドリハルモニが八五歳で亡くなられ、三月五日にムン・ピルギヘルモニが八三歳で亡くなられました。（一月一七日には沈美子（シムミジヤ）ヘルモニが亡くなっています。台湾・中国からも訃報が相次いでいます。）以下は生前親交があつたムンヘルモニを悼んで緒方君が村山君に送った弔文です。

ムン・ピルギヘルモニを悼んで
緒方 貴穂

村山 一兵 様

「多忙の折、メールを差し上げて申し訳ございません。福岡の緒方です。
今朝は韓国よりお電話を頂き、ありがとうございました。

一兵さんも、まだ心の整理がついておられないことと拝察致します。
そのような中、葬儀のお知らせを配信してくださり、重ねてお礼申し上げます。
ただ残念ながら、明日三月六日夜、ある会に呼ばれて私が話すことになっているため、葬儀には参加できません。そして、今胸が痛みます。

まだお元気だった頃、ナヌムの家でムン・ピルギヘルモニと村山一兵さんたちと夜遅くまで起きていたことなどを思い出しています。日本のカツチラーメン（小さなサイズ）がヘルモニと一兵さんの間で流行つていて、お土産はカツチラーメンがいい」というようなお話を楽しく聞かせていただきました。ヘルモニはお酒も少しだけ召し上がり、紙コップを片手にとてもうれしそうにしておられました。その時のお写真（2006年9月撮影）が手元にあり、昨日のことのように思い出されます。ヘルモニのあたたかさ、優しさを忘れることはできません。

ハルモニは、今まで本当に頑張つてこられたと思います。本当に、本当に…自分自身のふがいなさを感じます。悲しいかぎりです。

一兵さんをはじめ、ナヌムの家のハルモニやスタッフの皆様のご悲嘆いかばかりかとお察し致します。
ご心労のあまりご体調をくずされませんよう、くれぐれもご自愛ください。
ムン・ピルギ・ヘルモニのご冥福を心よりお祈り致します。

二〇〇八年三月五日



「慰安婦」問題の解決を求める
全国同時企画・全国実行委員 福岡合宿

花房恵美子

一日目毎日

*韓国からの報告（村山一兵さん、梁路子さん）

*アジア連帶会議と今年の同時企画についての討論。

五月三一日、六月一日に福岡で全国同時企画の全国実行委員の合宿を行いました。

参加者は計三一名で、九州以外から十二名でした。全体は一泊二日でしたが、七名が一泊して行かれ、濃密な時間をすごせました。

二〇〇四年、若者たちが中心となり日本軍「慰安婦」被害女性をお招きして、被害者の声を若い世代に届け、被害者の思いとともに実現したいと願い出発した全国同時証言集会は、全国同時企画と名称を変えながら四年四回実現し、今年で五年目となりました。また、全国の実行委員が集う合宿も、大阪、京都、高知と続き、今回の福岡で四回目となりました。

スケジュールは以下でした。

一日目

*各地報告（宝塚、大阪、京都、名古屋、東京、福岡）

*学習会（慰安婦）問題の論点整理一立法運動・ロビー活動のために）

発題 花房俊雄、Z・K
夜 交流会

さらに、福岡在住の木村公一さんも出席してくださいっていたので、インドネシアで長く被害者の聞き取りをされた彼の助言は討論を深くしました。

学習会では、反発も覚悟であえて「既成概念」（日本軍『慰安婦』の実態）について疑問を呈した花房俊雄と「強制」の整理にとりくんだN・Kさんの努力に感謝です。最初にこの問題を世に提起した千田夏光さんの「慰安婦」認識に囚われているが、実態を正確に認識することが和解に繋がるとの問題意識でした。「慰安婦」被害者の範疇の整理が今後の課題として挙げられました。

た。

今後各地でどのように取り組んでいくかについては、喧々諤々と討論が行われましたが、その内容は今後の活動にてお知らせします。楽しく充実した合宿でした。

（付記）先日原告の皆さんに電話しました。朴さんは認知症の病状は落ちついているようで、仕事に行っているとティケアサービスのことを話しておられました。電話口で嬉しいと泣いておられました。もっと頻繁に電話しないといけないですね。羅Hさんは今春背骨の手術したそうです。金丁さんは胃の手術で一ヶ月入院していました。柳Tさんは足が悪くなっているけれど毎日散歩しているそうですが、声は爽やかにお元気です。8月に訪韓します。

合宿学習会の感想

野田鶴子

福岡で今回の学習会の目的の一つは、わたしたちが「慰安婦」問題を語るとき、相手に解かる「語り」を再構築していく、というものであつたと思います。その背景には「つくる会」などの保守勢力が強まる中、今ここで、それらに対抗できる理論を打ち立てていくことは緊急な課題でもあるわけです。

東京、京都、大阪、名古屋、宝塚、愛知そして韓国から「慰安婦」問題に取り組んでいる人たちが一堂に集り、解決に向けた具体的な方策を紡いでいくための話し合いでした。

「慰安婦」問題を解くには、性支配、階級差別、民族差別、天皇制、男社会など多様な問題を孕み、それを「語る」とは、総合的な把握が要求され、わたし(たち)の姿勢が問われることでもあります。

今回、私は被害者と「わたし」の関係性について改めて考えました。被害者が次々に亡くなられ、政府を動かす最後のチャンスかもしれないという時に「わたし」を持ち出すようなような悠長な時間はない、といわれそうですが、彼女らによつて照射さ

れる「わたし」の問題です。

日本政府への謝罪と賠償の要求は、やつていかなければならぬことです。ただ、わたしが拘るのは、昔も今も女性性が「慰安」の提供者とさせられるようなシステムになつてゐるのはなぜか。そして、私のセクシユアリティもこのシステムの中で機能しているのですから、このシステムのどこに自分はいるのか、社会とどのように繋がつてゐるか。このセクシユアリティの問題を歴史・民族のテーマと絡めて考え、「慰安婦」問題をどう語つていけばいいのか、といふことを一層強く感じました。「個人的なことは政治のこと」であるから、国家の責任を不問にする事では決してありません。

もつと、根源的な部分で社会システムを変えていけるような「語り」をいかに生み出していくのか、わたしたちの今後果たすべき課題ではないだろうか。学習会で考えたことです。



6月1日 福岡合宿を終えて（福岡・長徳寺にて）

日本軍「慰安婦」問題に対して、政府の誠実な対応を求める 意見書

2007年7月30日、アメリカ下院議会は全会一致で、「日本軍が女性を強制的に性奴隸にした」ことを「公式に認め」「謝罪する」よう日本政府に求める決議を採択しました。

当時の安倍晋三首相は7月31日、この決議採択を「残念なことだ」と評し、生存する犠牲者に日本政府は公式謝罪しないことを強くほのめかしました。

これは、1993年の河野洋平官房長官の談話と矛盾する態度です。このような態度をとっていては、これまでに日本政府が口にしてきた「謝罪」が、本心とかけ離れた、口先だけのものであると受け取られても仕方ありません。また、村山首相のお詫びの手紙と共に一部の被害者に届けられた「女性のためのアジア平和国民基金」は、国際社会の批判をかわすための欺瞞であったのではないかと言わざるを得ないでしょう。

日本政府に謝罪と賠償、歴史教育などを求める決議案は、アメリカの議会決議に続いて、11月にオランダとカナダで、12月13日にはヨーロッパ議会で、採択されました。

日本政府が、日本軍「慰安婦」の被害にあった女性達に対して、いまだに公式の謝罪もせず、補償もせず、真相究明や責任者処罰をしないばかりか、教科書からもその記述を消し去って、無かったことにしようとしていることに対して、世界各国で批判の声が高まっているのです。

今、世界中で、日本軍「慰安婦」問題を解決するための運動が広がりを見せていました。
しかし、これらの世界の動きは日本では必ずしも十分に報道されていません。

政府においては、1993年の河野洋平官房長官の談話の上、さらに日本軍「慰安婦」問題の真相究明を行い、被害者の尊厳回復に努め誠実な対応をされるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年3月28日

衆議院議長 河野 洋平 殿
参議院議長 江田 五月 殿
内閣総理大臣 福田 康夫 殿 あて 宝塚市議会議長 小山 哲史

*

資料 「従軍慰安婦」問題について政府の誠実な対応を求める意見書 2008年6月25日

昨年7月以来現在までの間に、アメリカ、オランダ、カナダ、EU、フィリピンなどの議会において、「従軍慰安婦」問題につき日本政府の公式の承認と謝罪、賠償、歴史教育などを求める決議が採択されました。

さらには5月の国連人権理事会で、フランス、オランダ、韓国、北朝鮮などの諸国が「従軍慰安婦」問題で日本政府に前向きな対応をとるように求めました。

しかし、日本政府は未だに「従軍慰安婦」問題の真相を究明する誠意を欠き、被害にあった女性たちに対し公式の謝罪もせず、充分な賠償も全く棚上げにしたまま、教科書からその記述を消し去り、責任ある対応をしていません。

その恥すべき態度には国内外でひろく批判の声があがっています。

政府においては、平成5年の河野洋平官房長官の談話などと矛盾しないように、さらに「従軍慰安婦」問題の真相究明を行い、陳謝し、賠償責任を果たし、学校で教えることで、各国の被害者の尊厳回復に努め、誠実な対応をされることを強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2008年6月25日 清瀬市議会

080705市民会議ニュースNO.133より

在日米軍基地における性暴力と

「慰安婦」問題

左近明子

最近、福岡で「米軍基地と性暴力」を考える二つの集会がありました（一つは藤目ゆきさんのお話）。一方、立法ネットでは今年に入り秦郁彦著『慰安婦と戦場の性』の連続学習会を開いてきました。集会と学習会に参加してさまざまな事を考えさせられました。

戦後六三年も経ったのに未だ日本政府が明確な謝罪もしないまま未解決な「慰安婦問題」と、基地周辺で起ころる女性への性暴力の問題の根は同じといえます。元「慰安婦」の方が『あの沖縄の少女は私だ。私はあの沖縄の少女だ。』と発言しています。秦郁彦氏は著書『慰安婦と戦場の性』第五章で、各国の軍隊がいかに兵士の性処理は当然だという前提のもとに配慮してきたかを示し、日本軍の慰安婦制度は決して突出して残酷なものではないと主張しています。そこには女性の人権に対する絶対的軽視と国家権力への服従の姿勢があります。

米軍の駐留は政治的、外交的に決定されたものです。沖縄、佐世保、岩国などの米軍基地では女性に対する性暴力が敗戦直後から朝鮮戦争、ベトナム戦争、対「テロ」戦争と絶えず戦争帰りの特に海兵隊によつて起こされています。岩国基地と米軍犯罪について一九五二年から二〇〇七年の年表で見るとホステス、接客業関係の女性が八名殺害され、女性へのレイプ、暴行、男性への被害も含めるとざっと三〇件近い犯罪が岩国基地周辺で起っています。性犯罪が表に出にくうこと、又、一九五二年に對日講和条約が発効している事を考えると、それ以前の犯罪の多くが隠蔽されてきたと考えられます。性被害は親告罪なので、被害者が訴えないと裁かれないため、被害女

性が深刻な後遺症を抱いたまま沈黙したり、告訴を取り下げるなど、日本社会全体の問題となりえず、支援体制が不在なまま現在に至っています。事件が起ころるたび、女性側の落ち度として誹謗中傷する声があるかぎり性被害はなくならないでしょう。「軍事基地と女性」ネットワークの藤目ゆきさんは警察、地検への公開質問状を申し立てた一方、活動の重要な柱の一つとして、性暴力を受けた女性とコンタクトをとり支えていくことを上げておられます。

米軍再編により日本本土も沖縄並みに自衛隊基地が日米共同使用できるように拡張されつつあります。特に自衛隊基地がソ連崩壊後、西方重視にシフトしてきた事。福岡では築城基地が普天間飛行場の代替として滑走路の拡張、燃料タンクの増設など、朝鮮戦争当時地元に住んでいた方からは又あの治安の悪い恐ろしい時代に逆戻りするのではと危惧する声が報告されています。「オレの心は負けていない」の宋神道さんはいろいろな場所で証言された後、必ず、な被害者を再び出さないようになると呼びかけました。

私たちには彼女が繰り返し述べたその深い意味をもう一度強く受け止めねばならない岐路に差し掛かっているように思います。

1941.11.18 同上(夕刊)

中支湖州軍人俱楽部行急募

- ◎ 皇軍の為働く女性七名
- ◎ 満二十歳以上三十歳迄
- ◎ 親の承諾書が入ります
- ◎ 旅費一切は当方で支給
- ◎ 固定給他手当支給す
- ◎ 詳細面談 遠方写真送れ

博多駅前矢倉 白濱旅館内

軍人俱楽部責任者 持山牛雄

軍施設俱楽部とは、占領地において、日

本軍慰安所を兼ねていたり、内実は、慰安所そのものである場合が多かった。従つて軍人俱楽部の女性は、このように内地からの募集に拠る者もいるし、占領地において連行されてきた女性もいたが、様々な戦記にも記載されているとおり、日本軍「慰安婦」に従事させられていた。

これらの一連の募集は、法外な高収入やあるいは軍規則書の設定も明記されていたりするため、日本軍「慰安婦」の徴募とほぼ断定される。さらに一九四一年十一月二日(十一月十八日の求人欄で中支湖州の軍人俱楽部責任者を名乗る人物は、一九三九年から一九四〇年にかけて中支杭州で軍の御用商人として幅を利かせ、ホテルやカブエーを経営していた福岡県出身の男性の足

下で、ブローカーとして女給や女中の募集に携つていた。

警察は、同時期、国内では風俗営業の取締り強化をはかり、歓樂街の肅清を断行しながら占領地への募集に関しては、被害の拡大を未然に防ごうとせず、放置、黙認のままだった。「国外移送誘拐被告事件」と同様の犯罪を生む温床が何の規制も受けていなかつた。

内務省通牒(支那渡航婦女の取扱に関する件)一九三八年二月二十三日)の言葉に即せば、日本軍占領地へ《特殊の考慮を払い、実情に即する措置を講じ》、看過していだと言われても過言ではない。

警察は、こうして集められた女性に対して、書類の不整備等を黙過し、渡航証明書を発給したのではないかという疑問が生じてくる。

北海道の小樽新聞(1938.3.6.):掲載日問合せ)に当時、次のような記事が掲載された。

『従軍慰安婦資料集』)

問い合わせの主旨は、一九三八年二月二十三日付の内務省警保局通牒「支那渡航婦女の取扱に関する件」に拠れば、

「醜業ヲ目的トスル婦女ノ渡航ハ現在内地ニ於テ娼妓其ノ他事實上醜業ヲ當ミ満二十歳以上」と条件を付しているが旭川の業者に連れられた女性は、四名のうち三名が

いずれも二十一歳未満であるのに旭川警察署長発給の身分証明書を所持していたので、余儀なく通過を許可した。しかし、他にも同様のケースがみられ、今後どのように対応していくか指示を仰ぎたいと述べている。(支那渡航婦女の取扱い

つた一九三八年という年は、〈支那渡航婦女〉の問題に関しても動向著しい年であることがわかる。

この年五月、北海道旭川市の特殊料理屋

店主に引き連れられ、四名の芸妓が一路、

北京を目指していた。四人のうち三人は、

いずれも大正十年もしくは十一年生まれ、

当時十五歳から十七歳の少女たちであつた。五月十二日、在山海關副領事佐々木高義氏が、当時の外務大臣広田弘毅氏宛

機密文書で、この一行の扱いに關し、上申

している。

(「支那渡航婦女の取扱に関する件」1938

年5月20日在山海關副領事佐々木高義

『従軍慰安婦資料集』)

問い合わせの主旨は、一九三八年二月二十三日付の内務省警保局通牒「支那渡航婦女の取扱に関する件」に拠れば、

「醜業ヲ目的トスル婦女ノ渡航ハ現在内地ニ於テ娼妓其ノ他事實上醜業ヲ當ミ満二十歳以上」と条件を付しているが旭川の業者に連れられた女性は、四名のうち三名が

いずれも二十一歳未満であるのに旭川警察

署長発給の身分証明書を所持していたの

で、余儀なく通過を許可した。しかし、他

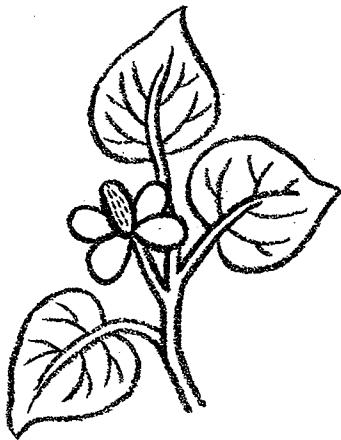
にも同様のケースがみられ、今後どのように

対応していくか指示を仰ぎたいと述べている。(支那渡航婦女の取扱い

に關し、きまじめな外交官が、几帳面に上層部に上申を行なつてくれた結果、警察の渡航証明書の發給もずさんなものであつたことがわかる。

福岡日日新聞の求人欄掲載の一九四一年十月二十日南京軍施設俱楽部の女性募集の広告も年齢は、十七八歳より二十四五歳迄と記載されているし、同じく十一月二日中支湖州の軍人俱楽部の募集も満二十歳以上三十歳迄となつており、厳密には年齢の規定も内務省通牒を遵守していない。

前述したように警察当局は、前掲内務省通牒（一九三八年二月二十三日）通り、「婦女ノ渡航ハ現地ニ於ケル実情ニ鑑ミルトキハ蓋シ必要已ムヲ得ザルモノアリ」警察当局ニ於テモ特殊ノ考慮ヲ払ヒ実情ニ即スル措置ヲ講ズルノ要アリト認メラル」と考へ、占領地への女性の送り出しに便宜をはかつていたものと考慮される。



（編集後記）

名古屋高裁でイラク派兵違憲判決を勝ち取ったイラク派兵差止め訴訟の原告団代表の池住さんの報告を聞く機会があつた。「提訴をした時誰も勝てるとは思わなかつた」と。宝塚市議会での意見書採択を実現した市民の方も「当初、誰も通るとは思わなかつた」と話されていた。両者に通じるあきらめない姿勢に感嘆したが、わずかな可能性を開く努力はともに凄かった!!（恵）

（「性を語る会」増刊号より）

米下院決議—121決議（2007年7月30日採択）

決議は前文と本文に分かれており、本文の日本政府に対する要求は下記の4項目から成っている。

1. 1930年代から第二次大戦期をつうじての植民地支配と戦時占領のあいだに日本軍が若い女性に性奴隸制——「慰安婦」として世界に知られる——を強制したことに対し、明確であいまいで歴史的責任を公式に認め、謝罪し、受諾するべきである。
2. 日本の首相がかかる謝罪を、公的資格における公的声明としてなすのであれば、これまで首相声明の真率さと重みにつき繰り返されてきた疑惑を払拭する助けになるだろう。
3. 日本軍のための「慰安婦」の性奴隸化と人身取引がまったくなかつたといいかなる主張にも明確かつ公式に反論すべきである。
4. 「慰安婦」に関する国際社会の勧告に従いつつ、現在及び未来の世代に対し、この恐るべき犯罪について教えるべきである。

金芝河を読む

（名譽編集長の首都圏便り）

今年の初め、JR水道橋近くの「韓国Y M C A」で開催されていた「韓国詩の世界」という五週連続の文学講座を受講していた。尹東柱（ヨン・ドンジュ）は、福岡で十一年以上にわたつて、毎月一回の、作品を読み解く会に参加していたが、彼以外の韓国詩人はほとんど知らないのが実際のところだつたからだ。

戦前からの詩人の作品を時間を追つて、源詩で鑑賞。しかも講師の女性（日本文学を研究しているキム・フナさん）の講義も大半は韓国語。必死で耳を澄ますがでわたしの語学力では、半分も聞き取れない。周囲の受講者がうなづいている横で、ぱつねんとわからずに座つているのは情けなかつた。最後の週に、テキストから自分で好きな詩人を選んで翻訳して発表する、という課題が出た。わたしは金芝河（キム・ジハ）を選んで、彼が獄中で書いたという詩を辞書をひきひき苦労して訳してみた。

わたしが十代の頃、軍事政権下で弾圧され、民主化運動の象徴だった金芝河。そしてすっかり韓国は変貌し、中年になつたわたしがこうして彼の詩を翻訳している。やっぱりどこか感慨深い思いがあつた。（Y）

活動日誌 2007年10月～2008年7月

2007年

- 10月14日 関釜裁判ニュース53号 印刷発送作業
- 10月22日 真相究明福岡県ネット第26回会議
- 10月29日 全国同時企画・福岡実行委員会会議、ガイサンシー上映会報告発送
- 11月12日 人権研究所・所長と面談（ガイサンシー映画評の掲載について）
- 11月13日 「オレの心は負けていない」上映会（於：西南学院大学）
- (11月17日 慰安婦問題解決オール連帯発足集会（於：東京）
- 11月19日 同時企画・福岡実行委員会 反省会
- 11月24・25日 真相究明全国ネット・研究集会（於：東京）
- 11月25日 オール連帯の事務局のメンバーとの会談・福岡から3名（於：東京）
- 12月3日 真相究明福岡県ネット第27回会議
- 12月17日 立法ネット会議
- 12月29日 立法ネット忘年会

2008年

- 1月28日 立法ネット、同時企画福岡実行委員会合同会議
- 2月4日 「オレの心は負けてない」上映会報告集発送作業
- 2月13日 第800回水曜デモ連帯行動（福岡・天神）
- 2月25日 真相究明福岡県ネット会議（アンダーウッドさん送別会）
- 3月10日 立法ネット学習会（秦郁彦著「慰安婦と戦場の性」第1回）
- (3月25日 宝塚市議会本会議にて、日本軍「慰安婦」問題に対して、
政府の誠実な対応を求める請願が趣旨採択される。)
- 4月21日 不二越訴訟原告団会議（於：ソウル）
- 4月29日 真相究明全国ネット・事務局会議（於：神戸）
- 5月11日 元日本軍兵士のお話を聞く会、立法ネット会議
- 5月19日 立法ネット会議
- 5月28日 第2次不二越訴訟控訴審第1回口頭弁論（於：名古屋高裁金沢支部）
羅丁（ナ・テ）さん意見陳述
- 5月31～6月1日 全国同時企画・全国実行委員会 福岡合宿
- (6月10日 参議院に「慰安婦」問題の解決を図る「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」
を野党4党と無所属議員共同提出。8度目)
- 6月16日 立法ネット会議
- (6月25日 東京・清瀬市議会で「慰安婦」陳情採択・意見書可決)
- 7月7日 本人尋問準備のため北陸連絡会のメンバー成Sさんの家へ

★関釜裁判ニュース54号

2008年7月13日発行

編集作業人 花房恵美子

発行

戦後責任を問う 関釜裁判を支援する会
代表 松岡澄子 入江靖弘

E-mail hanafusa@df6.so-net.ne.jp

年会費 3,000円

郵便振替01740-0-47678

口座名 関釜裁判を支援する会

WEB版関釜裁判を支援する会

ホームページアドレス

<http://www.kanpusaiban.net/>

関釜裁判を支える広島連絡会

土井桂子

関釜裁判を支える福山連絡会

市民運動交流センターふくやま

関釜裁判を支援する県北連絡会

福政康夫

不二越訴訟のお問い合わせは 第二次不二越訴訟支援 北陸連絡会

ホームページ

<http://www.fitweb.or.jp/~sksr930>



「慰安婦」問題の解決へ向け いま私たちができること

開催日時： 8月11日(月曜日)PM 6:30(開場6:00)～9:00

会場： カテドラル大名町カトリック教会 (西鉄グランドホテル向かい)

ゲスト： アナベル・パクさん、 米国議員、 神本美恵子参議院議員(予定)

参加費： 1000円

共催： 早よつくろう「慰安婦」問題解決法・ネットふくおか

： アジア太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せ心に刻む福岡集会実行委員会

賛同費： 一口 団体 3,000円、 個人 1,000円 (何口でも)

郵便振込 (名義)立法ネット・ふくおか (口座番号)01740-8-84876

※賛同していただいた方は当日の参加費は無料となります。

関釜裁判を支援する会も一〇〇三年最高裁での棄却決定により、活動は立法運動にシフトしてきましたが、国内的には厳しい状況が続いて、被害者と被害の記憶を消さない運動、「慰安婦」問題や戦後補償問題が終わっていないことを伝える運動が主体となっていました。

昨年は米国議会下院、オランダ国会下院、カナダ国会下院、歐州議会などで対日「慰安婦」決議が採択され、国際世論がたかりました。また、日本国内では宝塚市議会での意見書採択が眼から鱗の衝撃と勇気を与え、各地で解決を求める運動が活性化しています。

また、秋にはアジア連帯会議が日本で開催されることになり、そこに向けて世論喚起と立法運動を集約させていくことが求められています。

被害女性の訃報が相次ぐ中で、持つている力と求められる運動とのギャップは大きいですが、今、「慰安婦」問題の「解決」に向けた最後とも言えるチャンスがきていることを自覚し、その再スタートに立つという意味も込めて上記のように(詳細は同封のチラシにて)八月十一日集会を企画しました。

この企画は、アメリカで対日「慰安婦」決議を採択させるためにご活躍された在米コリアンのアナベル・パクさんとアメリカ下院議員・エニ・フォレオマバガさん(交渉中)と「慰安婦」問題解決促進法案の早期成立にむけてご活躍されている神本美恵子参議院議員(予定)をお呼びしています。

お忙しいことと思いますが、賛同団体、賛同人となりこの集会を支えてくださることを、また、集会へのご参加をお願いいたします。今年は、地方から声を上げていく」とがとても大事な年であると思いまので、なにとぞ、協力をお願いいたします。(支援する会事務局)

お願い！ 同封しています「慰安婦」問題の解決促進法案の早期成立を求める請願署名は、11月23～25日東京で行われるアジア連帯会議までに集約したいと思っています、すでに皆様署名されていると思いますが、会期が変わると新たにまた署名提出できますので、よろしくお願ひいたします。